

鹿児島大学大学院連合農学研究科
第一種奨学金返還免除候補者の選考基準(返還免除内定制度用)

平成31年 2月 1日
代議委員会決定
令和2年2月7日一部改正

【選考基準】

業績種別 及び 評価項目		評価点	
(1) 研究論文		70	
専攻分野に関連した学外における教育研究活動に関する業績		70	
イ	学会等で受賞した場合		20
ロ	「鹿児島大学大学院連合農学研究科の学位論文審査等に関する申合せ」における主論文の要件等について」に記載されている学術雑誌に掲載され、高い評価を得た場合		50
	原著論文が学術雑誌に掲載されたもの		
	◇筆頭著者の論文毎に10点を積算		
	◇共著論文で筆頭著者以外の場合は、論文毎に2点を積算		
ハ	その他、高い評価を受けた著作物(フェアリー制なし)及び発明・特許等		20
	項目毎に評価点を積算：1点あたり4点を上限に積算		
ニ	口頭発表の回数		10
	国際学会で、登壇者として口頭発表した場合（1回につき3点）		
	その他の学会で発表者（ポスター発表等を含む）となった場合（1回につき2点）		
(2) 研究または教育に係る関連実績		10	
大学院における教育研究活動等に関する業績		10	
	学内での教育研究活動に大きく貢献し、特に優れた業績を上げたと認められる場合		10
(3) 成績		20	
	①大学院修士課程の成績：以下の計算式により、小数点以下は四捨五入し、10点満点に換算 $\frac{(\text{秀} \cdot \text{優} \text{単位数} \times 3) + (\text{良} \text{単位数} \times 2) + (\text{可} \text{単位数} \times 1)}{\text{総単位数}}$	10	
	②大学院博士課程入試成績：口頭試問成績を10点満点に換算し、小数点以下は四捨五入	10	
合 計		100	

注)

- I. アンダーラインを付した数字は、各々の評価項目の上限点数とする。
- II. (1) (イ、ロ、ハ、ニ) 各項目の上限点数の総和が70点を上回る場合は、70点を上限とする。
- III. (1)ハについては別途詳細に、著作物の種類、評価を受けた根拠資料等に基づく評価基準を設ける。
- IV. 総合点(100点満点)で同点者が出た場合は、上限点数の総計(130点)で順位付けを行う。それでも同点である場合は、各項目順に上から順に上限点数を合計し、差がついた時点で、高得点者を上位とする。さらに同点の場合は(1)ロの点数を上限なしで算出し、高得点者を上位とする。

附 則

- 1 この基準は、令和2年2月7日から実施し、令和2年4月入学者から適用する。
- 2 令和2年3月31日に在学している者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。